

# 1

## 民営化・規制改革プログラム

### — 競争と技術革新が生み出す 消費者・生活者本位の社会と経済活性化 —

規制改革によって、自由な競争と活発な技術革新がもたらされ、安価で質の高い多様な財・サービスが国民に提供されます。またビジネスチャンスの拡大や資源の最適配分を通じて、経済が活性化されます。政府は産業活動に直接関係の深い分野のみならず、生活者向けサービス分野の規制改革を強力に推進します。また、民営化を進めることによって、民間の活動範囲が広がるとともに、事業効率の改善も図られます。

#### 加速・具体化した施策のポイント

- 生活に直結する分野の規制改革を最大限に前倒しして実施します。
- 道路4公団、都市基盤整備公団、住宅金融公庫、石油公団の廃止、分割・民営化等については、他の法人に先駆けて結論を得ることとし、年内に閣議決定します。

#### ① 生活に直結する分野の規制改革を最大限に前倒しして実施します。

- 総合規制改革会議「重点6分野に関する中間とりまとめ」の内容のうち、早いものは1年前倒しするなど最大限早期に実現します。
- 工程表に盛り込まれなかった事項、新たな指摘及び重点6分野以外の分野も含めて総合規制改革会議において年内に意見を取りまとめ、年度内に「規制改革推進3か年計画」を改定します。(13年度中に措置)

#### 医療

- レセプト(診療報酬明細書)の電子化等IT化を推進するとともに、平成13年度中にレセプト審査への民間参入の拡大を行います。(速やかに実施)
- 保険診療と自由診療の併用を拡大します。(逐次実施)

#### 福祉・保育

- 保育所やケアハウスなどについて株式会社などの参入を促進し、PFI方式を活用しながらその整備を進めます。(速やかに実施)
- 認可外の保育所にも届出制を導入し、保育サービスの質を高めます。(速やかに実施)

#### 人材

- 労働者派遣制度において、中高年齢者の派遣期間を1年の制限から3年に延長します。(臨時国会で措置)
- 求人企業から徴収する手数料の規制を見直すなど、職業紹介規制を抜本的に緩和します。(13年度中速やかに措置)

## 教育

- 多彩な経営理念に基づく私立小中学校が設置されるよう、設置基準を明確にします。  
(13年度中に措置)
- 公立学校の運営に地域が参画するなど、新しいタイプの小中学校の学校運営に関する研究に着手します。  
(14年度予算で措置)

## 環境

- 市街地の土壌汚染処理対策を確立します。  
(13年度中に結論)

## 都市再生

- マンションの建替えが円滑に進むよう、新たな制度を導入するとともに、区分所有法を改正します。  
(13年度以降に措置)
- 中古住宅を安心して売買できる市場を構築するため、住宅の質・管理状況を考慮した価格査定システムを導入します。  
(13年度以降に措置)

## IT

- 道路、河川管理用光ファイバの民間利用に当たっての検討を行い、必要な措置に取り組みます。  
(13年度中に措置)
- 集合住宅への光ファイバ敷設の円滑化を図ります。  
(14年度中に措置)

規制改革による経済効果

(例示)

分野	価格下落率	需要量増加率
国際電気通信(1988→1999年度)	-73.9%	133.5%
国内電気通信(1988→1999年度)	-43.1%	111.9%
国内航空(1992→1999年度)	-26.4%	17.4%
石油製品(ガソリン)(1993→1999年度)	-25.0%	10.4%

(出典)「近年の規制改革の経済効果」(内閣府,13/6)

## ② 特殊法人等を抜本的に見直します。

### 一 廃止・民営化を前提として一

- 全ての特殊法人等を対象とする「特殊法人等整理合理化計画」を年内に策定し、閣議決定します。とりわけ、道路4公団、都市基盤整備公団、住宅金融公庫、石油公団の廃止、分割・民営化等については、他の法人に先駆けて結論を得ることとし、年内に閣議決定します。  
(13年12月末までに措置)
- 総理大臣の方針に基づき、特殊法人等改革を強力に推進します。その際、特殊法人等の事業や財務の実態を十分に情報開示するとともに、改革のメリットを十分に説明します。  
(13年10月以降に措置)
- 特殊法人等の事務事業を抜本的に見直し、特殊法人等への財政支出の大胆な削減を目指します。  
(14年度予算で措置)

## — 国民一人一人の挑戦によって 日本経済に再び活力と繁栄を —

起業家がどんどん輩出し、国民の欲する新しい財・サービスが次々と生み出される創造的な国に変えていきます。このためには、挑戦者への賞賛と七転八起の気風のある社会に向けた意識改革も必要です。まさに頑張りがいのある社会です。しかしながら、特定の人たちだけがチャレンジャーではありません。環境の変化に柔軟に対応していくことも、自らの能力を磨くことも、資産を自らの判断で貯蓄から投資に変えていくことも、環境変化やリスク、さらには自分自身に対する国民一人一人の挑戦です。こうした挑戦を通じて、日本人の国際性も高まっていくでしょう。

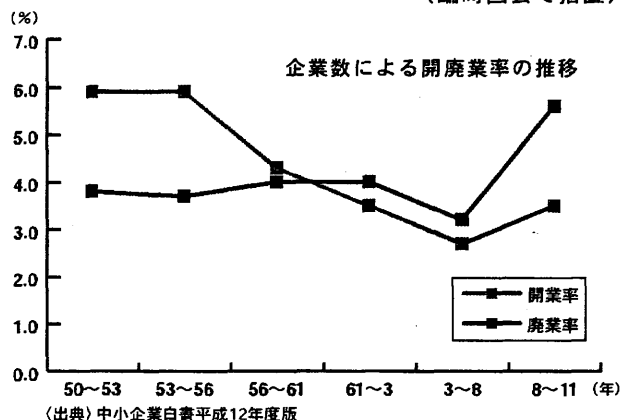
### 加速・具体化した施策のポイント

■ 不良債権処理の強化と金融の活性化により、遅くとも3年後には不良債権問題を正常化します。

#### ① 新しい時代にふさわしい産業・起業の活力を再生します。

— 開業・創業倍増プログラムを作り、国際競争力を復活します(5年で3位以内) —

- 担保に乏しい創業希望者でも、アイデアとやる気次第で創業を実現できるように、金融面での支援を充実します。  
(14年3月までに措置)
- 大学の技術移転組織の活用を図るなどにより、大学発ベンチャーを3年間で1000社生み出します。  
(14年度以降に措置)
- ストックオプション制度の見直しなどを通じてベンチャー企業の資金調達・人材確保の円滑化を図ります。  
(臨時国会で措置)
- 競争政策を強力に実施するため、公正取引委員会の体制強化・機能強化を図ります。また、市場監視・取締体制の充実のため、証券取引等監視委員会等の体制の機能強化を図ります。  
(14年度予算で措置)



## ② 中小企業のセーフティ・ネット対策に万全を期します。

- 大企業による中小企業いじめが生じないよう、不公正な取引の実態や個人保証の実態等について注視するのはもちろんですが、新しい視点で、中小企業の保有する売掛金債権を担保として、民間金融機関からの融資を拡大するための保証制度を新設します。(臨時国会で措置)
- 大型倒産や金融機関の破綻によって、中小企業までが連鎖的に破綻するケースを回避するため、信用保証協会によるセーフティネット保証制度や政府系金融機関によるセーフティネット貸付制度を充実させます。(13年10月以降に措置)
- 再建型倒産手続きを行っている企業を対象としたDIPファイナンスを推進します。また、迅速な事業再生を可能とするために、倒産法制の整備を進めます。(14年度中に措置)

## ③ 不良債権問題を抜本的に解決します。

—遅くとも3年後には正常化します—

- 中小企業を含む健全な取引先に対する資金供給の一層の円滑化に努めるよう金融機関に要請します。(13年9月末までに措置)
- 市場の評価に著しい変化が生じている債務者に着目した特別検査を主要行に導入します。(14年3月までに措置)
- 要注意先の上場企業について市場のシグナルをタイムリーに反映し、十分な引当を確保するよう主要行に要請します。(13年9月末までに措置)
- 預金保険機構・整理回収機構は、不良債権の買取りを価格決定方式を弾力化した上で、15年度末までに集中的に実施します。また、企業再建にも積極的に取り組みます。(13年10月以降に措置)
- 日本政策投資銀行、民間投資家、整理回収機構等に対し、企業再建のためのファンドを設立し、またはこれに参加するよう要請します。(13年9月末までに措置)

## ④ 証券市場の構造改革を推進します。

—貯蓄優遇から投資優遇に向けた金融システムに作りかえます—

- 個人投資家の証券市場への信頼向上のためのインフラ整備、個人投資家にとって魅力ある投資信託の実現及び投資家教育を進めます。(14年3月までに措置)
- 証券税制については、貯蓄優遇から投資優遇への金融のあり方の切り替えなどを踏まえ、透明性・公平性の高い証券市場の構築に資する税制改革案を早急に取りまとめます。(臨時国会で措置)

## ⑤ 新しい時代にふさわしい司法制度を構築します。

—司法の基本的制度を半世紀ぶりに抜本的に見直します—

- 明確なルールと自己責任原則に貫かれた社会を実現するため、3年以内に司法制度改革関連法案の成立を目指します。このため、司法制度改革推進法案を臨時国会に提出し、年内に司法制度改革推進本部を発足させます。(13年度以降に措置)
- 次期通常国会までに、会社法制を抜本的に見直します。また、当初の予定を繰り上げ、平成15年中を目途に破産法、会社更生法、民事再生法の改正を行います。(通常国会等で措置)

# 3

## 保険機能強化プログラム

### —「自助と自律」を基本とした 持続可能で安心できる制度の再構築—

社会保障制度は私たちにとって最も大切な生活の基礎であり、制度に対する国民の信頼がなければ国民の安心と生活の安定は支えられません。政府は、「国民にわかりやすい」、「時代の要請にマッチした」、「自助と自律を基本とした」持続可能な制度に変えていきます。

これからの日本は、高齢者が、仕事でも、趣味でも、市民活動の面でも力を発揮する世界最先端の「生涯現役」社会です。また、高齢者が消費面の主役にもなるでしょう。同時に、弱者を思いやる真の共助の社会をめざします。

#### 加速・具体化した施策のポイント

■ 骨太方針で示した「医療サービス効率化プログラム」に対応した事項を実施します。

#### ① 国民が安心して生活できるようにします。

- ITの活用により、社会保障番号制導入とあわせ、個人レベルで社会保障の給付と負担が分かるように情報提供を行う仕組みとして「社会保障個人会計（仮称）」システムの構築に向けて検討を進めます。  
このため、諸外国において調査を行います。 (14年3月までに措置)
- 公平で総合的にみて基本的な保障が確保される制度の確立並びに制度運営の効率化等のため、機能分担の見直し、重複給付の是正、保険料徴収の効率化等を中心に、年金、介護、医療、雇用等の社会保障制度及び運営について計画的に見直しを進めます。 (13年10月以降に措置)
- 年金制度については、就労形態の多様化に対応した制度設計の見直し、年金税制の見直し等を中心に具体的な検討を進めます。 (13年10月以降に措置)
- 職業訓練付きの失業給付の延長制度を拡充するとともに、失業給付を受けられない自営廃業者等に対し一定の条件のもとに生活資金を貸し付ける制度を創設します。 (臨時国会で措置)

#### ② 持続可能な医療制度に再構築します。

- 医療制度改革に係る厚生労働省試案を踏まえ議論を進め、改革案を決定し、改革関連法案を提出します。 (通常国会で措置)
- 骨太方針で示した「医療サービス効率化プログラム」(注)に対応した事項を実施します。(レセプト(診療報酬明細書)審査への民間参入の拡大、電子的手法によるレセプト提出を限定している省令の廃止、

医業経営の近代化・効率化、包括払い・定額払いの拡大、保険診療と自由診療の併用の拡大等)

(14年3月までに措置)

(注) 骨太方針の「医療サービス効率化プログラム」とは、(1) 医療サービスの標準化と診療報酬体系の見直し、(2) 患者本位の医療サービスの実現、(3) 医療提供体制の見直し、(4) 医療機関経営の近代化・効率化、(5) 消費者(支払者-患者・保険者)機能の強化、(6) 公民ミックスによる医療サービスの提供など公的医療保険の守備範囲の見直し、(7) 負担の適正化、を含みます。

### ③ 介護サービスを拡充します。

- ケアハウスの設置主体を民間企業に拡大し、PFIの活用による公設民営型の施設整備を促進します。

(臨時国会で措置)

- 質が高いケアサービスを受けられる高齢者用施設である「安心ハウス」を民間主体の多様なビジネスモデルで構築します。

(14年3月までに措置)

